

(公印省略)

情報審第1471号
令和3年7月1日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（外務大臣）から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和3年（行情）濟問第247号

事件名：外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書の開示決定に関する件（文書の特定）

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和3年7月26日（月）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたの考え方を、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、

意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答があった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り諮問庁に対し、その写しを交付することとしますので御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話：03-5501-1733

FAX：03-3502-0165

(別 紙)

令和 3 年 (行情) 諒問第 247 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諒問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項の
規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

理由説明書 (2021-00031)

外 務 省

1 経緯

当省は、令和3年4月6日付けで受理した審査請求人からの開示請求「外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書（最新版）」に対し、3件の文書を特定し、すべて全開示とする決定を行った（令和3年5月6日付け情報公開第00387号、以下「原決定」という。）。

これに対して審査請求人は、令和3年5月17日付けで、原決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙記載の3文書である。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書として、外務省が自ら作成した文書が別に存在するはずである。」旨主張する。しかしながら、当省は本件開示請求の対象文書を全て特定しており、本件審査請求を受け、原決定で特定した文書以外の本件対象文書について改めて検索したが、その他の対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原決定における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原決定を維持することが妥当であると判断する。

以 上

(別紙)

文書1：春秋叙勲候補者推薦要項

文書2：勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて

文書3：褒章受章者の選考手続きについて

以上